

公安委員会	令和5年度国家公安委員会・警察庁	令和5年3月23日
説明資料No. 1	交通安全業務計画（案）について	交 通 局

1 交通安全業務計画の作成

交通安全対策基本法に基づき、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、毎年度、指定行政機関が講ずべき施策及び都道府県交通安全対策会議が作成する交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

なお、指定行政機関の長は、交通安全業務計画を作成後、内閣総理大臣に報告し、都道府県知事に通知。

2 令和5年度交通安全業務計画（案）について

令和4年度計画からの修正内容は以下のとおり。

(1) 改正道路交通法施行に伴う記載の追記

- 特定小型原動機付自転車が自転車と通行空間を共有することとなるため、自転車の交通秩序を整序化する必要がある。
- 自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用努力義務化に伴う広報啓発活動を推進する。
- 特定小型原付自転車に関するルールを周知し、安全教育を推進する。
- 特定小型原動機付自転車の販売者等が、購入者等に対して行う教育の支援・協力を行うとともに、官民で連携して実効的な教育の在り方を検討する。
- 電動キックボード等による悪質・危険な運転行為や、保安基準等に適合しない車両の運転に対する取締りを強化する。
- 特定自動運行に係る許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。

(2) 上記以外の追記事項

- 取消処分者講習に、妨害運転等を行った者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を導入する。
- アルコール検知器を保有している事業所に対しては、これを用いた酒気帯びの確認を行うよう働き掛ける。
- 自動運転に関する調査研究について、特定自動運行の許可制度では対応できない自動運転の運行形態等の課題を把握し、制度の検討を更に進める。

公安委員会 説明資料No. 2	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和5年3月23日 警 備 局
----------------------------------	--	----------------------------------

1 意見募集の趣旨

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）の施行に伴う国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）等の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和5年3月24日（金）から同年4月22日（土）まで（30日間）

3 主な内容

法律の題名の改正に伴い、施行令及び施行規則の題名を改正するほか、改正の主な内容は次のとおり。

(1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

ア 財産凍結等の対象となる大量破壊兵器関連計画等関係者について定める国際連合安全保障理事会決議を規定する。

イ 規制対象財産を売却等できる場合として「大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがない」ことが法律に規定されているところ、当該「大量破壊兵器等の開発等」の内容を規定する。

ウ 金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務として、暗号資産及び電子決済手段に係る債務を追加する。

(2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則案

大量破壊兵器関連計画等関係者が国際連合安全保障理事会の制裁対象者リストに記載された際の国家公安委員会による公告事項等を規定する。

4 施行期日

令和5年6月1日（予定）

公安委員会	令和4年における被疑者取調べ適正化のための	令和5年3月23日
説明資料No. 3	監督に関する規則の施行状況について	長官官房

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

都道府県警察、皇宮警察及び関東管区警察局は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 令和4年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 13件（10事案）

※ 被疑者取調べの件数：約103万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H30	R1	R2	R3	R4
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	0	1	1	0	2
直接又は間接に有形力を行使用すること(上記に掲げるものを除く)	1	2	4	4	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	2	4	2	4
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	1	2	3	0	2
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	3	3	5	2	3
合計	7 (6)	10 (7)	17 (12)	8 (7)	13 (10)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数。

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	0	5
	捜査部門からの連絡	4	
	留置部門からの連絡	1	
苦情等で認知	苦情等の申出	3	5
	その他	2	
合計			10

公安委員会	令和4年における生活経済	令和5年3月23日
説明資料No. 4	事犯の検挙状況等について	生活安全局

1 全体の概況

- 検挙事件数・検挙人員とも、前年と比べて若干減少したが、過去10年でみるとおおむね横ばい
- 生活経済事犯にも情報通信技術の発達、国際化等の情勢が影響

2 分野毎の特徴点

(1) 消費者取引の安全、安心を阻害する事犯

ア 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数37事件のうち、22事件（59.5%）が集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯であり、海外の都市開発事業やFX投資運用を行うファンドへの投資勧誘など、国際金融取引を悪用した事犯も見られる。
- 相談当事者は20歳代から65歳以上まで、大きく偏りなく分布

イ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数111事件のうち、94事件（84.7%）が訪問販売に関連した事犯（住宅リフォームに係る工事請負契約など）
- 65歳以上からの相談が38.7%を占めるほか、類型別にみると、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に係る相談では20歳代の割合が他の年代に比較して多い。

ウ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は60事件と、ヤミ金融事犯に関する相談受理件数と同様、減少傾向が継続
- インターネットを含む非対面の手口に関する相談が83.5%

(2) 国民の健康や環境に対する事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は166事件で、大幅に増加した前年（170事件）とほぼ同数
- 薬事関係事犯の検挙事件数は42事件、医事関係事犯の検挙事件数は15事件、公衆衛生関係事犯は152事件であり、保健衛生事犯全体で減少傾向

(3) 知的財産権侵害事犯

- 情報通信技術を悪用した転職・独立時の情報持出しなどの営業秘密侵害事犯の検挙事件数は過去10年間で最も多い29事件
- 海賊版を含む著作権侵害事犯の検挙事件数130事件のうち、82.3%（107事件）がインターネット利用事犯

3 今後の取組

- 財産・権利の侵害等に係る相談について、最新の情勢を踏まえつつ、迅速・的確に捜査、犯罪収益対策等を実施
- 関係機関・団体と引き続き適切に連携

公安委員会 説明資料No. 5	令和4年における組織犯罪の情勢について	令和5年3月23日 刑 事 局
<p>1 暴力団情勢</p> <ul style="list-style-type: none">○ 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は継続しており、「特定抗争指定暴力団等」の指定の期限を延長。令和4年12月には、新たに六代目山口組と池田組を「特定抗争指定暴力団等」に指定。○ 暴力団構成員等の検挙人員は近年減少傾向にあり、令和4年は9,903人。罪種別では、覚醒剤取締法違反が最多で、次いで詐欺、傷害、窃盗の順。また、準暴力団等は、暴力団と関係を持ちながら、繁華街・歓楽街等において、暴行・傷害、違法な資金獲得活動を行っている。 <p>2 薬物・銃器情勢</p> <ul style="list-style-type: none">○ 薬物事犯検挙人員は前年より減少。大麻事犯検挙人員は、過去最多であった前年を下回ったが、5,342人と高水準。また、覚醒剤事犯の営利犯検挙人員450人のうち、暴力団構成員等が191人（42.4%）、外国人が97人（21.6%）と高い割合を占める。○ 銃器発砲事件数は9件と横ばい。拳銃押収丁数は321丁と増加。 <p>3 来日外国人犯罪情勢</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総検挙件数・人員は、近年ほぼ横ばいで推移してきたが、令和4年は14,662件・9,548人と前年に引き続き減少。刑法犯・特別法犯の検挙件数・人員もいずれも減少。○ 総検挙人員の国籍等別の内訳は、ベトナム35.9%、中国21.0%の順で、2か国で全体の約6割を占め、在留資格別の内訳は、技能実習21.3%、定住者13.5%、短期滞在12.9%、留学11.1%の順。		

1 協調型自動運転システムへの情報提供等の在り方に関する検討会の開催
自動運転における信号情報・交通規制情報の提供等に係るインフラ協調
について、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）で得られた成果を
踏まえ、今後の社会実装の在り方等に関して、令和4年5月から令和5年
3月までに5回の検討会を開催し、学識経験者や関係者とともに、報告書
を取りまとめた。

2 検討結果の概要

(1) 信号情報及び交通規制情報の提供の在り方について

- 当面、警察が大規模に信号情報提供に係る施設を整備したり、全国
の交通規制情報を常に正確性を保ちながら提供したりすることは、現
実的でない。
- 2025年ないし2030年頃までの間は、自動運転移動サービスの提供事
業者等が受益者負担により当該サービスの用に供する信号情報及び交
通規制情報を自動運転車両に提供することが合理的である。

(2) 警察で取り組む事項について

[当面の取組]

- 民間事業者によるITS用電波（760MHz帯）の利用拡大について検討
- オープンデータとして公開する交通規制情報に関するデータ精度向
上のための技術開発を推進

[中・長期的な取組]

- 将来的に民間事業者が不特定多数の自動運転車両に対して信号情報
を提供する場合を見据えて、当該事業者に課すべき責任や義務の在り
方について検討